

「第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）（案）」に対する県民意見  
の募集の結果について

令和6年3月29日  
大分県生活環境部自然保護推進室

令和6年2月15日（木）から同年3月14日（木）までの間、県民の皆様から募集した「第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）（案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、3人の県民の皆様から延べ38件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	P7 第2章 ・「レッドデータブック・・・恐れがあるとされています。植生では・・・多様性に富んでいます。」の記載はわかりにくい。	ご意見を踏まえ、P7 の記載を以下のとおり追記等します。 「本県の植生は、・・・多様性に富んでいます。一方で、「レッドデータブック・・・」
2	1	P7 表（大分県の絶滅のおそれのある植物および動物） この2つの表の比率は、あまり意味をなさないと思う。	レッドデータブックの調査において、生物分類群ごとに選定対象種を選定していることから、ご提言を踏まえ、「比率（%）」の記載を削除します。
3	1	P8～P16 レッドデータブック掲載種カテゴリーの記号 和名標記などでないと一般にはわかりにくいのではないかと。	ご意見を踏まえ、レッドデータブックカテゴリーの記号表記は削除し、脚注及び資料編に「レッドデータブックカテゴリーとその定義（基本理念）」を掲載します。
4	1	P9②英彦山・犬ヶ岳地域 ・本来の自然の状況が記載されているが、長期にわたるシカの食害を記載すべきではないかと。	ご意見の項目は、各地域の自然の状況を記載しており、シカの食害による下層植生の減少や消失による生物多様性の課題は、P17「生物多様性の課題」に記載しています。
5	1	P10③日田・津江地域 ・本来の自然の状況が記載されているが、長期にわたるシカの食害を記載すべきではないかと。	ご意見の項目は、各地域の自然の状況を記載しており、シカの食害による下層植生の減少や消失による生物多様性の課題は、P17「生物多様性の課題」に記載しています。
6	1	P14⑦大野川上流域、祖母・傾山地、北川上流域 ・本来の自然の状況が記載されているが、長期にわたるシカの食害を記載すべきではないかと。	ご意見の項目は、各地域の自然の状況を記載しており、シカの食害による下層植生の減少や消失による生物多様性の課題は、P17「生物多様性の課題」に記載しています。

7	1	<p>P17 3(1)中、1段落目</p> <p>・『森林の伐採を伴う開発等』は、森林以外の転用開発が主であるため、『森林の伐採を伴う他用途への開発等』に修正してはどうか。</p>	<p>3(1)の項目に「土地利用の変化」と記載しており、ここでの「開発等」については、主伐・再造林や間伐等の林業の作業に関するものではなく、ご意見の「他用途への開発等」を想定しています。</p>
8	1	<p>P20 基本方針「2 自然の持つ機能を活用して地域課題の解決につなげていく」</p> <p>・地域における生物多様性の課題と、持続可能な地域活性化への課題を同時解決していくことを、基本方針に掲げる必要があると思う。</p>	<p>本戦略においては、基本目標の達成に向け3つの基本方針を掲げており、生物多様性の課題と地域の課題の解決を含めています。</p>
9	1	<p>P21、22 自然公園</p> <p>シカ捕獲推進による生物多様性の質的向上を図ることを記載すべきと思う。</p>	<p>シカの食害は自然公園以外の地域にも関わることでため、「野生鳥獣の保護と管理」(P40)に記載しました。</p>
10	1	<p>P24 「現代の自由な競争社会の中では、開発を止めることは困難です。」</p> <p>・開発地域は生物多様性の回復は困難という考え方に読めるが、開発地域においても生物多様性を回復する手立てはいくらでもあると思う。</p>	<p>保全のための法的規制のない又は弱い地域は、法的に開発を止めることは困難であるという趣旨です。そうした地域の中でも自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた場所を「おおいの重要な自然共生地域」として保全に取り組んでいきます。</p>
11	1	<p>P24 「すべての地域において保全をするということではありません。」</p> <p>・開発される地域は戦略から切り離すように読めるが、東京都心の高層ビルでも生物多様性の回復はできる。また、都市におけるグリーンインフラ、生態系ネットワーク、Eco-DRRなどの記述が薄いように思う。</p>	<p>自然と社会の共生を図るため、県内全ての地域において規制をかけ、保全していくのではないという趣旨です。都市における緑化の推進や、グリーンインフラの普及などの取組も進め、生態系の保全に取り組んでいきます。</p>
12	1	<p>P24 「法規制のない重要地域」</p> <p>・学術的な理由付けや判断基準やエリア区分が不明瞭で、かつ重要とする理由が曖昧と思う。</p> <p>・これにより、重要でないと言われた地域が大規模開発を行いやすい場所となりかねない。</p>	<p>自然が残り、希少な野生動植物が生息・生育するなど保全すべき地域であり、法的規制がない又は弱い地域を専門家の意見を踏まえ選定し、このうち一定の条件を備えた地域を順次公表しています。法的には規制がないものの保全すべき地域を啓発し、県民意識の醸成と保全の取組に繋げていくため記載しています。</p>

13	1	<p><b>P27「重要な景観等」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観には自然景観以外に、都市景観、文化的景観、風景街道など様々であるため、生物多様性を保全する景観はどのような景観であるべきかを示すべきと思う。沿道景観の美化のためには外来種などを多用するなど、生物多様性を保全しようという考え方は盛り込まれていないと思う。</li> </ul>	<p>景観には様々なものがありますが、「1 重要地域の保全」「(4) 重要な景観」では、沿道景観と文化的景観の保全を記載しました。沿道景観については、「これからの主な取組」にあるように、沿道景観の保全により、自然景観の保全を図ります。なお、「2 生物多様性への負荷の軽減と生態系ネットワーク化」において、公共事業の実施にあたり、生物多様性へ配慮する旨記載しています。</p>
14	1	<p><b>P28「天然記念物」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物の記述が少ないように思う。対象リストや教育委員会との連携なども盛り込むべきと思う。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、P28の〈現状と課題〉に以下の記載を追記し、国及び県の天然記念物の一覧を資料編に掲載します。</p> <p><u>「天然記念物は、学術上貴重で、国や県の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物で、令和5(2023)年3月末現在、・・・」</u></p>
15	1	<p><b>P30【生態系ネットワーク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態的回廊(コリドー)を連結させる目的がない。なぜネットワーク化が必要なのか説明した方が良いと思う。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、以下の記載を追記します。</p> <p><u>「野生生物の移動・分散や、個体群の交流促進、種や遺伝的な多様性の保全のため、」</u></p>
16	1	<p><b>P30「委員からの一言」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「種としての存続が危ぶまれます。」との記載があるが、もう少し説明がある方がよいのではないかと。</li> </ul>	<p>上段に記載の「生態系ネットワーク」の説明に、以下の記載を追記します。</p> <p><u>「野生生物の移動・分散や、個体群の交流促進、種や遺伝的な多様性の保全のため、」</u></p>
17	1	<p><b>P30「委員からのひとこと」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑が多いと言われる大分県でも、本当の意味での生態系ネットワークの形成はできていない。」との記載があるが、本県と宮崎県にまたがる奥山地域の良好な自然環境である祖母・傾・大崩山における連続した森林について、国が緑の回廊として森林生態系保護地域に指定した。このことは大いに評価すべきことだと考える。</li> <li>・この「委員からのひとこと」について、県からのフォローもなく、委員が</li> </ul>	<p>「委員からのひとこと」は、当戦略の策定にかかる議論のうち、主な意見を参考として掲載しています。誤解を招くような記載については修正します。</p>

		発言しました、という体裁となっていて、公文書に掲載するには相応しくないと感じる。	
18	1	P31 表「地域名勝」 ・「名称」の誤りではないか。	P31 の表の記載を「地域名称」に修正しました。
19	1	P34 「委員からのひとこと」 ・セットバック関係については、やや一方的な意見になっているように思う。	「委員からのひとこと」は、当戦略の策定にかかる議論のうち、主な意見を参考として掲載しています。誤解を招くような記載については修正します。
20	1	P40 ①鳥獣保護区の指定・管理 ・多くの鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）では、高生息密度化したシカにより、多くの鳥獣にとって生息環境が悪化していることから、シカ捕獲を進める保全事業も行うことを記載すべきと考える。	具体的な取り組みにつきましては、今後の参考とさせていただきます。
21	1	P44 「貴重な地質遺産の調査研究および活用を支援します。」 ・ジオツーリズムを支援することは観光立県戦略には相応しくても、生物多様性の課題解決にはつながりにくいと思われる。	地域資源の保全と活用を両輪で進め、活用していくことにより、保全や調査研究などの取組をさらに進めていきます。なお、生物多様性国家戦略においても、ジオパークの取組推進を行動計画に掲げています。
22	1	P46 (2) ユネスコパーク ・ニホンジカの食害等により登山道沿いで植生の衰退や表土の浸食が見られることが記載されているが、主にシカの食害に係る影響により森林の破壊が進んでおり、景観の魅力が低下していることを記載すべきと考える。 ・また、〈これからの主な取組〉中に、シカ捕獲を進めることを記載すべきと考える。	ユネスコエコパークでは、シカの食害による植生の衰退等がみられます。シカの捕獲については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき行うこととしており、P40、41 に記載しています。 また、ご提言を踏まえ、P46 に以下のとおり追記します。 「・・・植生の衰退や表土の浸食がみられ景観にも影響が生じています。」
23	1	P46 「登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等」 ・新たなツーリズムの展開を図る場合、外来種の種子が持込まれることが懸念される。自然保護の心構えをツアー開始前に周知する必要がある。オーバーユース、外来種等の侵入、盗掘、踏みつけなどの生物多様性の第一の危機を未然に防いでいくことを盛り込む必要があるのではないかと考える。	ご意見を踏まえ、P46 の〈これからの主な取組〉に以下を追記します。 「◎地元ガイドを活用した登山道整備ツアー・・・」 また、エコパークに限らず重要な視点であることから、「基本戦略Ⅴ県民一人ひとりの生物多様性の認識と行動化」の「3 自然とのふれあい」の「②自然とふれあう機会の提供」（P70）に以下を追記します。

			「○ 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の醸成のための普及啓発を行います。」
24	1	<p><b>P50</b> (1) シカに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカが林床植生を採食することで地表を被覆する下層植生が衰退すると、雨滴が地表に直達するようになり、土壌侵食の危険性が高まり、土砂生産・流出が増大する。そうなることで、溪流・河川(河道)への土砂堆積、洪水時の下流地域への氾濫・堆積の危険性が高まる。このことを現状・課題を記載すべきと考える。</li> <li>・上記に併せて、&lt;これからの主な取組&gt;において、『・・・農産物等への被害や生態系への影響を与える・・・』については、『・・・農産物等への被害や、土砂生産など生態系へ悪影響を与える・・・』などに修正してはどうか。</li> </ul>	<p><b>P17</b>「3 生物多様性の課題」(2)自然に対する働きかけの縮小～里地里山の荒廃～」に表土の流出や斜面の崩壊等について記載しているほか、ご提言を踏まえ、<b>P39</b> 野生鳥獣の保護と管理(現状と課題)に以下のとおり追記します。</p> <p>「・・・大きな課題となっています。加えて、シカの食害による下層植生の衰退、樹皮剥ぎによる樹木の枯死など生態系への影響や土砂流出の危険が懸念されています。」</p>
25	1	<p><b>P53</b> 「○整備した森を森林体験学習やレクリエーションの場として積極的に活用・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備した森では、生物多様性の保全のための森林学習が十分にできない。命の繋がり、いきもの関わり合いを体験として知るには、未整備の森林、荒れている森、天然力を活用した森も同じく見せる必要がある。素のままありのままの自然を見せることが、生物多様性戦略の教育や人材育成や考え方の基礎となる。</li> <li>・これからは持続可能な自然共生社会を担う人材の育成が重要課題。そのためには幅広い行政職員が自然林や植生、動植物の関係性について学習して理解を深めていくことが重要と考える。</li> </ul>	<p>県民が気軽に森にふれ親しめるよう、整備した森を積極的に活用していきます。森林体験学習などを通じた環境教育・学習については、「基本戦略Ⅴ 県民一人ひとりの生物多様性の認識と行動化」の「2環境教育・学習」において記載をしています。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
26	1	<p><b>P57</b> 「◎河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、親水機能に配慮した多自然川づくりなどの取り組みを推進します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省は、多自然川づくりの適用範囲を『多自然川づくり』はすべて</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、誤解を与えないよう、以下のとおり修正することとします。</p> <p>「・・・多様な動植物の生息・生育環境を確保し、親水機能などにも配慮した多自然川づくりの取組を推</p>

		<p>の川づくりの基本」と述べ、従来の治水や水利の観点には欠けていた、河川の「生態系と景観の保全・回復・創出」を流域の歴史や文化にも目配りした上でおこなうことを日本の河川管理の基本方針として明示している。それは「多自然川づくり基本指針」にも述べられている。配慮すべき対象は「親水機能」ではなく、生物多様性の保全のために動植物の生息・生育環境を確保した上で、「動物の生息環境における移動経路や、植物の生育環境の連続性やエコトーン（移行帯）」などの生態系ネットワークの形成と考える。また、多自然川づくり以外の川づくりは存在しないので、「などの取り組み」は不要である。</p>	<p>進します。」</p>
27		<p><b>P61 防災・減災に向けたグリーンインフラの推進</b>  ・植生に覆われた森林流域において、溪流の土砂流出に影響が及ばないよう、シカの生息数を管理することの必要性を&lt;現状と課題&gt;に記載し、これに係る対策を&lt;これからの主な取組&gt;に記載が必要と考える。</p>	<p>シカの生息数の管理については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき行うこととしており、P40,41 に記載しています。</p>
28	1	<p><b>P66 委員からのひとつ</b>  ・「経済発展（生業）や防災（人命）と、生物多様性保全が両輪として取り組まれることが共通認識となり、具体的な行動に移されることが重要である。」とあるが、意味がわかりにくい。</p>	<p>「委員からのひとつ」は、当戦略の策定にかかる議論のうち、主な意見を参考として掲載しています。ネイチャーポジティブ実現に向けては、あらゆる分野において生物多様性の視点が不可欠であり、特に経済活動への視点が求められています。財産の防災については、誤解を与えないよう次のとおり追記等します。  「<u>経済発展や防災などと、生物多様性保全が両輪として取り組まれることが共通認識となり、具体的な行動に移されることが重要である。</u>」</p>
29	1	<p><b>P75 「調査によって得られた各種調査結果を生物多様性の保全施策に効果的に活用するためには、情報を整理・管理し、提供することが必要です。」</b>  ・外来種情報などを示さずに観賞価値</p>	<p>生物の生息・生育情報の提供、啓発にあたっては、乱獲などの問題もあることから、引き続き慎重に行います。</p>

		<p>の高い希少種の写真を公開することは、外来生物の問題や課題や緊急性を隠蔽する半面、希少種への採取業者の採取欲と消費者の所有欲を煽り、その結果ネット販売やその他の方法で取引を助長させることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護のための対応策が定まらない状態のまま希少種情報だけが拡散していく状況は大きな問題。希少種情報のネットでの公開は、十分な検討が必要である。</li> </ul>	
30	1	<p><b>P75 「希少野生動植物をはじめとした調査結果のデータベース化を検討します。」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種データを整理することについて賛成だが、情報管理する上で留意すべき点がある。</li> <li>・大分県の成果物以外の希少種データは、調査結果自体に適正な対価が必要だと思う。特に写真は、不特定多数の方が閲覧して盗掘等につながることもあり、著作権者の意思とは異なる結果を招く場合もある。</li> <li>・慎重な検討をお願いします。</li> </ul>	<p>レッドデータブックは10年間隔で絶滅の危険性のある種をリストアップし、その分布や絶滅危惧要因などの解説を加えてまとめています。今後の調査などに活かしていくため、過去の調査結果についてデータベース化を検討していくものです。ご提言の危惧もあることから、整理した情報の取扱いについては慎重に行います。</p>
31		<p><b>P76 推進体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性戦略を推進する部署は、最も関連性の高い最適な部署をお願いしたい。自然環境をよく理解できていない方を県の研修会の講師として招集したことは、大変残念である。</li> </ul>	<p>ご提言については、今後の参考とさせていただきます。</p>
32	1	<p><b>P77 「県民がより自然と親しむための環境教育プログラムの開発と実践」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性戦略を推進していく環境教育の実践にあたっては、自然環境の中では自然観察会が、屋内では生物多様性に関する公的な場が必要と考える。</li> <li>・屋内等の教育の中心的な場は、自然史博物館や総合博物館の自然分野の施設だが、箱物よりも重要なのは人材である。</li> <li>・県民がより自然と親しむための環境教育は、プログラムの開発より、まずは自然環境保全の担い手として、自然</li> </ul>	<p>ご提言のとおり、人材育成への取組は重要であり、自然観察会を行う環境保全団体への支援を引き続き行っています。また、自然公園指導員を対象とした研修のあり方などは専門家などの意見も踏まえ、随時見直していきます。</p>

		への気づきや自然へのまなざしについて普及啓発活動を行う自然観察指導員、環境省自然観察指導員、森林インストラクターなどの人材確保と実地研修などのフォローアップが必要である。	
33	1	<p>P77「大学などの研究機関との協働」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者の研究は、生物多様性の保全を推進すべき学術的価値や生物多様性の調査など多岐にわたる。それらをコーディネートするとともに、各分野間の連携や保全活動に繋げるための人的組織および連携を強化していくことが重要と考える。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、研究機関との協働を進めてまいります。
34	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の現況を把握していくためのモニタリング等の実施が必要である。特に重要なのは外来生物の分布状況の把握である。外来種や植生は人材が不足しており、後進の育成が重要課題となっている。</li> <li>また、外来生物の把握は特定外来生物のみの把握では不十分である。生態系被害防止外来種では、特に産業管理外来種について、どこで誰が管理するかなど、適切な行政指導が求められる。</li> </ul>	モニタリングの実施につきましては、ご意見も踏まえ、引き続き実施していきます。現在、農林水産物への被害のおそれのある特定外来生物クリハラリスの生息状況調査と防除を実施しています。まずは、新たな特定外来生物の侵入を防止するための啓発と、状況把握、防除を進めて参ります。
35	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>多岐にわたる生物多様性確保のための活動は、環境活動グループに頼るだけでなく、各部局の職員も生物多様性の保全、自然環境の保全、外来種調査や対応の必要性、植生調査の実際、逸出や植栽の植物への対応、環境モニタリングの必要性、自然環境教育、自然観察会の重要性について研修や参加の機会を増やすことが必要だと考える。また、県職員もボランティアとして県内の環境保全活動に積極的に参加することが重要である。</li> </ul>	研修などの実施により、県職員の環境意識の向上に努めてまいります。
36	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財センター内に自然史標本庫を設置した場合、活用のための手続きが煩雑化し、必要な時に分類のための標本確認がスムーズに行われない可能性が高く、機動性に問題が生じると考えられる。県内の使用されていな</li> </ul>	自然史標本庫につきましては、県内の自然史標本の散逸防止の目的で埋蔵文化財センター内に設置しており、県の財産として保存を行ってまいります。



		い廃校など建造物を活用し、速やかな調査分析が可能となるようお願いしたい。	
37	1	<p>P78「森、里、川、海等の生態系ネットワークの維持形成に向けた取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生態系ネットワークの形成」に向けた取組として、筆頭に挙げなければならない都市部や都市近郊における記述が、かなり貧弱である。</li> <li>・都市こそ、失われた自然と生物多様性の回復のため生態系ネットワークの形成の必要がある。</li> <li>・「生態系ネットワークの維持形成」は「生態系ネットワークの形成」か「移動経路の確保」など通常使用されている用語に置き換えて頂きたい。</li> </ul>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、「生態系ネットワークの維持形成」の記載については、P30の記載と合わせ、「生態系ネットワークの形成」に修正します。</p>
38	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1973年(昭和48年)第1回自然環境基礎調査が実施され、大分県でも1975年には植生図が作成されている。その後、大分県は独自の自然調査も計画し、報告書として残されている。各市町村でも国に合わせ、自然調査は実施され、記録は残っている。しかし、研究記録を集積し検討する機関もなく、残念ながら、全くと言っていいほど活用されていない。</li> <li>・この機会に、郷土の自然の研究推進・深化、研究成果の集積・公開、県民の自然環境教育、研究者の育成、民間の研究団体の拠点等の中核となる大分県立自然史博物館の必要性を基本戦略に記述することを強く要望する。</li> </ul> <p>その一歩として、現在ある県の自然史標本庫の在り方について機能を充実させることを主張してほしい。県の英知を集結させ、一歩踏み出すことを願う。</p>	<p>自然史標本の散逸防止のため、埋蔵文化財センター内に自然史標本庫を設置し、県の財産として保存しているところです。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

生活環境部自然保護推進室自然保護班  
 電話 097-506-3021  
 電子メール a13070@pref.oita.lg.jp